

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和2年12月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利君

2番 藤田尚美君

3番 秋山泉君

4番 長田麻美君

5番 山本伸子君

7番 伊藤裕一君

8番 石原幸雄君

9番 柳井哲也君

10番 甲斐徳之助君

12番 加川裕美君

13番 北島登君

14番 杉森弘之君

15番 須藤京子君

16番 黒木のぶ子君

17番 守屋常雄君

18番 諸橋太一郎君

19番 市川圭一君

21番 遠藤憲子君

22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 1名

11番 池辺己実夫君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	本 多 聡 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長	飯 野 喜 行 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉 田 茂 男 君
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
庶務議事課主査	宮田	修君

	<p>3. 「菊」のまち牛久市の展開について</p>	<p>業者向け補助事業が最適と思うが市の所見をききたい。</p> <p>②駅から半径1km以内又は定期バス停から半径500m以内等の区域において一定の要件に該当する良好な宅地を整備した場合、補助していくべきと考えるがどうか。</p> <p>(例)1区画につき40万円</p> <p>①近年「菊」のまちになりつつあると思うが市の所感はどうか。</p> <p>②菊花公園に食用菊の展示があり、購入希望者が続いていた。菊は漢方薬として、和洋料理の材料として、菊茶、菊酒として使われているが、「菊」のまちの新たな展開に向けて支援していくべきと考えるがどうか。</p>	<p>教育長 関係部長</p>
<p>5. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)</p>	<p>1. 公共施設の活用について</p>	<p>1. 現況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の再利用への考え方 ・近隣市町村の動向は ・県・国の方向性・連携 <p>2. 地域拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住地域の可能性 <p>3. 防災拠点づくり(広域連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体との連携 <p>4. 提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流や近隣自治体からの交流人口並びに観光的観点から道の駅のような施設の検討を図ってはどうか。 	<p>市長 副市長 関係部長</p>
<p>8. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 学校における生徒指導上の諸課題について</p>	<p>(1)暴力行為の発生件数と推移・傾向</p> <p>(2)暴力行為に対する対応</p> <p>(3)いじめの発生件数と推移・傾向</p> <p>(4)いじめに対する対応</p> <p>(5)「学級崩壊」の発生件数</p> <p>(6)「学級崩壊」に対する対応</p> <p>(7)不登校の発生件数と推移・傾向</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	<p>2. 学校における働き方改革について</p> <p>3. 教育ICT環境整備における人的体制の確立について</p>	<p>(8)不登校に対する対応 (9)不登校対応オンライン学習に対する考え (10)教育相談体制の現状と課題 (11)学校運営協議会制度が果たせること</p> <p>(1)外部指導者の利用状況 (2)部活動時間や休養日の基準設定 (3)本市独自の部活動改革 (4)休日の部活動の段階的な移行の取り組み (5)学校現場の実態と学校の働き方改革の意義と必要性の発信</p> <p>(1)各学校のICT環境の整備状況 (2)ソフトの充実に向けての取り組み (3)指導体制の確立に向けての取り組み (4)市独自の外部人材ボランティアの活用</p>	
9. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 牛久運動公園野球場の改修について</p> <p>2. eスポーツについて</p> <p>3. 休耕地でのそば栽培について</p>	<p>①改修工事の概要 ②今後の活用計画 ③文化・スポーツ財団設立を検討すべきと考えるが見解を伺う</p> <p>①eスポーツ選手権県南地区予選の開催実績 ②今後の活用計画</p> <p>①休耕地でのそば栽培を促進すべきと考えるが見解を伺う</p>	市長 副市長 教育長 関係部長
13. 北島 登 (一問一答方式)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>1)PCR検査 ①検査実績 ②検査の拡充</p> <p>2)市内の感染者の状況 ①症状別の人数 ②自宅療養者へのフォロー ③正確で迅速な感染情報</p> <p>3)支援策の実施状況 ①事業者支援金、緊急小口資金、妊婦応援特別給付金等 ②納税猶予</p>	市長 関係部長

	<p>2. 北部宅地開発について</p>	<p>③支援策の期間の延長</p> <p>1) 計画策定の内容、進捗</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都市計画変更について ②対象地域、開発規模の検討 ③事業総額について ④市の負担 <p>2) 今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マーケットリサーチ ②近隣の大型宅地開発の状況 	
--	----------------------	--	--

令和2年第4回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和2年12月9日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

11番池辺己実夫君より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は6名であります。通告順に従って質問を許します。

なお、ここで議席にて暫時休憩をいたします。

午前10時00分休憩

午前10時01分開議

○議長(石原幸雄君) 再開いたします。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いをいたします。

一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、16番黒木のぶ子君。

[16番黒木のぶ子君登壇]

○16番(黒木のぶ子君) 改めまして、おはようございます。会派は市民クラブ、そして地域政党であります県民フォーラムに属しております黒木のぶ子です。どうぞよろしく願いいたします。

今年1月以降、働き方改革として同一労働・同一賃金をスローガンとして、労働条件の不合理な格差を規制する法律が施行されました。2018年に法改正し、今年2020年4月からは大企業が、来年4月からは中小企業での施行となっております。

しかしながら、不合理な格差を禁じる労働契約法第20条は、市役所で働く非正規職員には同一労働・同一賃金の適用はされませんでした。なぜかといいますと、公務員制度は正規職員

であることが前提となっているからです。非正規職員は存在しないという建前になっている考え方なのかなというふうに考えるところです。でも、前提を踏まえれば、公務員を採用する際は正職員としての採用をしなければならないところですが、多くの市町村では今まで脱法的に拡大解釈する形で非正規職員をどんどん多く採用したわけです。それを合法化するために、2017年の地方公務員法、自治法の改正がなされたわけです。本来なら、地方公務員法の改正をするのであれば、公務員制度の前提どおり非正規職員を正規職員とするべき方向であるにもかかわらず、今回の改正では1年ごとの不安定な身分とし、そして名称だけは会計年度任用職員という名称にし、労働時間についても本来同じであるなら正職員と同額報酬を支給しなければならないことから、労働時間を正規職員との差を1日15分短縮することで、今までどおりの安い報酬で働かせるための地方公務員法の改正でした。

このことを踏まえ、近隣の3市、取手市、龍ヶ崎市、守谷市の会計年度任用職員数と正規職員数を調べてみました。

取手市の会計年度任用職員数は、2020年6月時点ではありますが347人、正規職員数634人。取手市の場合は、正規職員が約倍の職員数となっております。

龍ヶ崎の会計年度任用職員は292人で、正規職員数438人。龍ヶ崎におきましても、やはり正規職員数が多すぎます。

守谷市は、2020年10月時点で会計年度任用職員は384人で、正規職員数はほぼ同数の377人となっております。

牛久の場合はどうでしょう。会計年度任用職員数566人で、正規職員は358人です。牛久市は、近隣3市の中で極めて会計年度任用職員が多く、牛久市の行政サービスを担う人材でありながら、会計年度任用職員は制度としてはあくまで補助的仕事という位置づけであり、しかしながら補助的な仕事をしている現状ではない実態があります。安い報酬であっても、会計年度任用職員の方々は市民サービスに日々使命感を持ち、業務に当たっているわけですが、処遇等に関しましては、正規職員と比較すれば役職はもちろんのこと退職金などもろもろの既得権や身分保障の法的安定性を逸脱されております。

そういう中で、誰も自分の人生を、やはり対価として頂くお金は高いほうがいいと考えるのは誰でも同じだと思います。そういうことで、正職員になりたいと考えておられる会計年度任用職員もたくさんいるのは当然かと思えます。

そこで質問いたしますが、近隣の市で正規職員への受験資格の年齢制限をしている市はあるのでしょうか。また、牛久市が受験資格を45歳とした根拠についても併せて伺いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 職員採用試験における年齢制限については、平成28年度の採用試験から実施しているところでございますが、市政の将来を担う常勤職員の年齢構成を見たときに、若年世代が極端に少なく、長期的かつ安定的な市政運営に支障を来すおそれがあるものと危惧し、年齢構成の平準化を目指し設定したものといたします。

また、前年度までの公務員経験者を対象とした募集職種を民間企業等の経験者も受験可能に拡大し、就職氷河期世代や、様々な環境の中での受験の機会を設けることにしました。来年4月1日現在で45歳までの方を受験可能とし、受験者層の拡大に努めた結果となります。

他の自治体との比較につきましては、近隣では職務経験者の募集を実施しておりませんので、事務職員の受験資格の年齢上限は土浦市が28歳、龍ヶ崎市、守谷市と当市が29歳、取手市が39歳、つくば市が59歳と実質年齢制限を設けず採用試験を実施している状況でございます。

私が市長に就任しまして、非常勤にも年齢を広げたわけでございますけれども、その中でもやはりある程度の基準は試験というか、そのものを設けることが必要でありまして、その中で正確ではないけれども6人ほど任期付の職員から採用しています。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今市長のほうから答弁をいただきましたけれども、先ほどの年齢は近隣の市町村は大変若い年齢ですけれども、それは新たに採用する正職員の年齢なのかどうかという確認と、牛久市の市役所の中での年齢構成と会計年度で現在働いている人たちの処遇改善とは全く別な考え方でないかというふうには私は捉えております。その辺について、市長は昨年第1回定例議会の答弁で、「非常勤の中でも、そういう意欲のある方には正職員の道を開いております。また、職員はやっぱり優秀な方、そして勤勉な方を私たちは求めるところで、年齢ではない」云々というふうにおっしゃっております。先ほど申しあげましたように、会計年度任用職員の数、大変多い中で、いろいろ自分の人生を考えてみたら、やはり正職員になりたいという人への門戸を、年齢制限を設けるのではなくて開く必要性があるのではないかというふうに考えますが、その辺につきましてどのように考えるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 先ほどの市長の答弁で、取手市が39歳と言ったかと思うんですけど、30歳ですね。すみませんでした。

それで、今の御質問なんですけれども、年齢制限を実質行わずこれまで職員を採用してきた結果としまして、現在の職員の年齢構成は40歳以上の職員数が40歳未満の職員数の倍以上

になっているという現実がございます。我々市役所職員に課せられている長期的に安定的な市民サービスを提供し続けなければならないという使命を考えますと、現状では一定の年齢制限は必要であると考えております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は基本的に職員を採用する場合は、そんなに年齢ということをあまり考慮する必要はないんじゃないかと思っています。ただ、先ほど部長が答弁したように、牛久の職員構成を見るとどうしても逆ピラミッドが激しくて、それを是正するためにこういう制度を設けたわけございまして、またその中でもやはり能力があって意欲がある方、非常勤と言われる方なのですが、そういう方にもやはり門戸を広げ、そして能力がある方は私はどんどん常勤で仕事を目いっぱいやっていただくのが、これは皆さんにいい環境をつくること、そしてこれから牛久市が発展することになると思います。私たちが年に10人から15人ほど採っていますが、どうしてもその逆ピラミッドがあれで、退職する方が非常に多いということで、再任用制度もございませけれども、そういうことでこのような状況になっている。早く400人台の職員が構成できれば、もっともっと仕事がいろんな方面で活発化、また業務が遂行されるのではないかと私は思っております。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 市長が今答弁していただいたように、やはり年齢ではないし、一般の市民の人たちからすれば、先ほど申し上げましたように、市役所の年齢構成、関係ないよ、私たちのためにいかに政策能力を上げて、優しく、そして我々と向き合ってくれるか、そこが一番ございまして、それについてはやはり前から同僚議員が同じような質問をされていると思いますけれども、定期的に採用するというを今後捉えていただければ、何ら問題は生じないというふうに思っています。あくまで私たちは市民がいかに牛久に住んでよかったというふうな感情というか考えになっていただけるかというふうなことを常に念頭に置きながら、政治をやらなければならないというふうに考えているわけですね。だから、45歳という、とにかく正職員になりたいという人に対して門戸を開くべきです。試験を受けるわけですから、別にそれはもう年齢制限を取っ払って、みんな正職員にしてくださいというような話ではないわけですから、市長がおっしゃるとおり全く私もやはり市の職員が生き生きと使命感に燃えてできるような、そのような制度をまさにつくり上げるべきだというふうに常日頃思っております。働く人が入ったときから格差を市役所がつくる、要するに前、17年の行政改革の中でこのような格差をつくられたわけですから、本当に働く意欲、まあ皆さん優秀な人ですから、そんな目に見えて言葉に出したり態度に出したりはしないと思いますけれども、やっぱり内面的には

意欲を持って頑張るぞというような気になるかどうかということをご考慮していただければと思います。

その45歳という根拠も、曖昧で、ちょっと理解できない状態なんです。あくまで採用しろという形じゃなくて、受験をしたい人は、茨城の教職員なんかは59歳まで正職員の道が開かれているというふうになっております。だから、先ほど答弁いただいた取手、龍ヶ崎、そういうところがもう会計年度に対して、途中で入ったけれども、いろいろ考えて、努力して正職員になりたいという人たちに対する年齢をお聞きしたいということで、ヒアリングのときをお願いしておいたんですけども、先ほど申しましたように新卒というか、新しく外部から採用する人の年齢ということで理解していいのかどうか、確認の意味で再度質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 近隣市町村の内容ですけれども、職務経験者の募集というのは実施していないということなので、募集要項に該当した方が前職がこうだったというのは全然考慮にないということですね。だから、該当したその職種に応募できるというような形になっていると理解しております。これは近隣市町村の話です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ここで議論いたしましても、現在牛久市の中で会計年度任用職員として働いている方たちが正職員になりたいという希望があっても、その受験資格はないというふうに考えていいのかというふうに思います。

やはり本当は市長がトップということでありますから、市長がこのことに対してはやはり格差是正をとということで考えていただいて、条例等を勘案していただければ、とにかく会計年度は安い報酬で働かせることができるというそのメリットを考えれば、その辺についてはなかなか、私たちが長い間議員をやっていると、財政のことを考えたりいたしますと声高には言えない部分もあります。

次に、労働施策総合推進法第9条との兼ね合いについて質問いたします。

地方公務員法は、労働契約法の特別法に該当し、先ほども申し上げましたように公務員制度は原則正職員のための法律だから、会計年度任用職員、いわゆるパートとしての位置づけにあるということで、保護する法律はないとするなら、今現在置かれている会計年度任用職員の不合理な格差を禁じる手だてもないこととなります。幾ら長年勤務しても、何の希望もなければ目標もないわけです。そうした中で、本当に市民サービスに寄与するという使命感だけで働けるのかなというふうに思うところであります。ですから、やはり会計年度任用職員たちがしっかり頑張ってくれば、それこそ100の力があれば100の力を出し切って、働いてくれると思います。

同じことを聞いても、もう処遇改善は図れないというようなことを先ほどの答弁の中から推察いたします。本当は2020年4月、会計年度任用職員という名称になる前、非正規雇用のときですか、このときには主任非常勤職員という制度があって、頑張った方たちには毎月5万円というような報酬もあったので頑張れたという方の話も漏れ聞いております。本当に566人の会計年度任用職員が、これからも希望もなく目標もなくその日その日を送ればよいということでは、十分な市民サービスはできないのかなというふうに思います。

その次に、会計年度任用職員であっても、責務ですね、やることは全く正職員と同じように、地方公務員としてモチベーションアップを図ったり、良好な職場環境に対して、執行部としてどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 会計年度任用職員制度については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により今年度から新たに開始された制度であり、制度策定に当たりましては総務省及び茨城県からの指導を受けまして、近隣の自治体や庁内各部署とも連携や調整を図り、これまで市で運用してまいりました一般職非常勤職員制度から可能な限りスムーズな移行となるよう配慮した制度となります。

勤務条件等についても、あらかじめ提示した上で公募を実施し、任用を希望する者を選考し、会計年度任用職員として任用しております。

個々の職員のモチベーションを保ち、向上させる要素は多岐にわたると思慮されますが、必要なモチベーション向上のサポート並びに良好な職場環境の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 多岐にわたる部分でモチベーションアップを図っていると言いますが、ちょうどメールボックスに我々、期末手当ですね、その金額が書いてあるのがありましたけれども、この会計年度の人たちについては期末手当が出るということですが、毎月の報酬からそれを削減して期末手当にほぼしているということで、ほんの少し職制によっては変わっているというふうに伺っておりますけれども、この辺について本当に皆さんあまりにも格差を市の中でつくっているというのはいかがなものかなというふうに思うところであります。

会計年度任用職員の中には、市民に対する言葉遣いや態度など、日々研さんし、多種多様の市民から信頼されるように努力したり、工作上必要で役に立つ資格を取ったりと、たゆまぬ努力をしている方々がおります。一方、正職員で法的安定性に満足し、地方公務員としての本分をないがしろにし、市民からクレームがある職員もありますし、市民から何回か訴えられて、

私のほうにその声が寄せられております。このような職場環境を良好にするための労務管理をどのように指導しているのか、お聞かせください。

市の職員は、正規職員であれ会計年度任用職員であれ、一様に基本姿勢は地方公務員法第30条でサービスの基準として「全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たって、全力を挙げてこれに専念しなければならない」というふうに義務づけられている中で、このような格差をそのまま放置しておいていいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） ただいまの質問にお答えします。

市の職員としては、法令遵守はもちろんのこと、市民に対しましても真摯に対応するように努めるということをおかねてから指導はしているところです。まれに苦情、クレーム等を受けることもあります。その辺はきちんと指導を行って対処しておりますので、正職員、会計年度任用職員についても同様の取扱いをしているような状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 年齢ということで先ほど黒木議員さんに指摘されましたけれども、私になってから高卒ということも入れました。いろんな幅が広い今の状況で大学進学ができなかった人にも優秀な方がおります。そういう人にも多くの門戸を広げようということで、高校生の方も、また障害者の方も、今そういうことで職場のものをやっていただくということをやっております。

今、市役所になぜ年齢制限を設けるのか、いろいろそういう課題が多うございます。私は、やはり多くの市民の方が行政に参加していただく機会を多くすることは今からもやりますが、その中で採用試験があってもなぜやらないかという、そのポジションがいいという人もいるのもまた現実なんです。職員より、私は毎年こうしてやったほうがいいと、そういう人もいるというのもまた現実なものですから、そういうことで今こういう制度をつくってしまして、会計年度任用職員の中には私が帰るときに一生懸命廊下を掃除している方がいました。それはやっぱり会計年度任用職員。職員ができないことをそういう会計年度任用職員の人がやっている、私は感動しました。そして私は「よくやっているね」というようなことで、改めてその席に訪問して、伝えたわけでございますが、いろんな非常勤の人がいますので、こちらから皆さんどうぞどうぞと言うわけにもいかない。いろんな状況もございますので、その辺はよろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） ここで16番黒木のぶ子君に申し上げます。質問の残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いをいたします。黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 市長、同じような答弁を同僚議員にもして、本当にその職員がよく思って、使命感に燃えてできるような、そのような工夫、年齢制限は、正職員になりたい人、なりたくない人、まさにいるわけですから、その中で本人が努力してなりたいという場合は門戸を開くべきだというふうに思っております。

それでは、(2)といたしまして退職する管理職の活躍推進について質問いたします。

来春、部課長をはじめ25名が退職するという事なので、これらの方たちの蓄積した豊富な経験を市長部局といいますか、市長の知恵袋というような形で活用してはどうかというふうに思っております。長い間の職責の中で頑張って、いろいろ経験した方たちですから、当然に教科書どおり、要するにそういうもの以外のものもたくさん持ち合わせているというふうに思っておりますので、これらの方たちの十分に活躍の場をつくることによりまして、市の活性化が見られるのではないかとこのように考えます。このことについて、執行部のお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 豊富な経験と知識を兼ね備えた再任用職員は、黒木議員のおっしゃるとおり市にとっての財産であり、その能力の活用は必要不可欠なものと考えております。

職員として培った長年の経験や豊富な知識を後輩職員に伝承し、また市政運営を効率的かつ円滑に進めるためにも、組織における必要性や再任用職員の適性を判断しながら、再任用職員の配置を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今回の政府のコロナ対策に関しまして、本当に判断や決断を間違えば命や健康、そして暮らしを崩壊させるということを今回のコロナで十分見せつけられておりますので、ぜひ今部長のほうから答弁がありましたように、どういう形であれその活用方法を考えていただければというふうに考えます。

それでは、続きまして認知症保険の導入について質問いたします。

この内容につきましても、同僚議員が同様の一般質問をしており、その答弁では「保険料について市が負担することに関しては、地方交付税や補助金の助成措置はなく、認知症の人は事故を起こしやすいというイメージの発現につながるのではないかと懸念する」というふうに答弁されておりますけれども、御存じのとおり今回のコロナウイルスでは、感染すれば高齢者は死につながり、重篤になりやすいという連日連夜の報道から、デイサービスも行かなくなった家庭や、何日も誰とも話をしなかつた方などが巣籠もり状態であるということを考えれば、高齢者が増える、そしてまた認知症に移行するということが大変懸念されます。

そうした中で、19年に愛知県で電車事故などがありましたけれども、そういう電車事故ばかりではなく、多くの危険性を認知症は持っていると思います。その際、賠償が発生するような事故に関しましては、市が肩代わりをすることでその家族や本人に多大な負担をかけないようにしながら、牛久市において安心して暮らせる一つの要になるのではないかというふうに思っております。認知症保険の導入への取組について、お伺いします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 高齢者の増加に伴う認知症対策といたしましては、厚生労働省が2025年に向けて「新オレンジプラン」を策定し、地域で包括的に支援していく総合戦略を示しております。

牛久市においても、認知症に関する相談は地域包括支援センターや認知症の人と家族の会などで相談を受けており、相談内容も8050問題や高齢者への虐待など、家族の力だけでは解決困難な複雑な事例も目立ってきました。

認知症の人とその家族が地域の中で安心して暮らしていくためには、議員御提案の保険についても大きな安心につながると思われますが、制度の導入については引き続き継続性も含めて慎重に検討を続けてまいります。

市では、現在、令和3年度から令和5年度を計画期間とした第8期高齢者保健福祉計画の策定を進めており、基本施策の一つに認知症施策を新たに加え、今後一層重点的に取り組む事業として審議会で検討をいただいているところです。

第8期計画では、認知症バリアフリーの取組として、認知症でも不自由や不便を感じることを軽減し、認知症の人とその家族の方が地域の中で安心して暮らしていただけるよう、様々な事業を包括的に拡充してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただいた第8期高齢者保健福祉計画の審議の検討課題の一つ、認知症施策の中に保険導入を加えていただき、この間同僚議員に答弁されたよりも少しは前進するような形で、家族と御一緒の方も独居の方も地域の中で可能な限り安心して暮らすことができるように、多角的な配慮をした認知症施策になることを望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で16番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時15分といたします。

午前10時41分休憩

午後 1時15分開議

○議長（石原幸雄君） これより休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番柳井哲也君。

〔9番柳井哲也君登壇〕

○9番（柳井哲也君） 無会派の柳井哲也でございます。

無会派の話合いで、順番、柳井ということで決まりましたので、やらせていただくことになりました。通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

1番、子育て世帯の住宅取得支援策について。

牛久市においても、高齢社会の進行は増すばかりで、反対に出生率は急減している状況です。加えて、今年は年初よりコロナ禍の影響が大きく、当分の間、税収の大幅減という状態が続くものと予想されます。市政の運営をどのようにやっていくかによって、自治体間の格差が大きく変わってまいります。

テレビの報道によりますと、リモートワーキングの時代到来ということで、都心から遠く離れた超格安の別荘地や、農村の空き家のニーズが多くなっていて、一例として瀬戸内海のある島では町の呼びかけに225人が都心より見学に来て、75件が契約をしたそうです。風光明媚で格安の空き家がいっぱいあり、住んでいる人たちの心が温かい、行政も十分な受入体制を取っていて、町当局の発信力が行き届いていることがポイントでした。

しかし、牛久市に住んでいる私には、台風等の自然災害の点では圧倒的に牛久市のほうが安心ではないか。首都圏から50キロメートル圏ですが、心の温かい、田舎のよさも残っており、住民の受入体制は十分です。あとは、市と市議会が転入してきやすい環境や仕組みをつくっていくことだと考えます。

優良住宅地として評判のよかったひたち野地区は、ほとんど売地がなくなってしまい、市は東端穴地区の宅地化を進めています。牛久市に住みたいという若い人たちのニーズに応える適切な政策と思っていますが、宅地化の時期はいつになるのでしょうか。受入体制を速やかに取って、ほかの自治体にはない牛久市のよさをどんどん発信していくことがどんなに大切かを感じています。

そこで、最初の質問です。

1、牛久市に住みたいという子育て世代のニーズについて、市当局はどのように感じているのか、改めてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 子育て世帯の方々のみではございませんが、

毎年転入転出が多くなる3月から5月の間、牛久市に転入した方々、他市町村へ転出した方々へアンケートを実施しております。

このアンケートは、なぜ牛久市に住むことを選択したのか、なぜ牛久市から出ていくのかを明らかにし、転入促進・転出抑制策を形成するために行っております。

アンケートの結果では、転入先に牛久市を選んだ理由としまして、1位は「学校や職場が近い」、2位は購入・賃貸全て含んでのお話ですが「住宅の条件がよかった」、3位は「交通の便がよい」、4位は「買物が便利」でした。その他の理由として、「親兄弟が近くにいる」「街に活気がある」「教育や文化的な環境がよい」を挙げる方々もおります。

牛久市を住まいとして選んだ理由は様々ですが、お住まいの方々への市民満足度調査の結果では、住み心地に満足しているとお答えいただいた方が90%を超えています。

以上のことから、牛久市に住みたいと考える人々は一定数存在すると思われま

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。市のほうにそういう情報が入ってきているということではありますが、宅建業界の方に聞きましても、牛久市の住宅地としての評判は非常によいという話はよく聞いております。

そこで、2番目の質問をさせていただきます。

牛久市内に住宅を取得した方を応援するために、費用の一部を助成していくべきと考えておりますが、これについて質問をしたいと思います。具体的な内容を提示しませんと分かりにくいと思いますので、支援策の具体例を用意させていただきました。子育て世帯の住宅取得支援策です。

牛久市に住みたい、住み続けたいという子育て世帯を応援するため、市内で住宅取得、これは新築、購入、増築、改築、こういうものをした方を対象に、費用の一部を助成する制度であります。

対象者は以下の要件を満たしている方ということで、(1)申請日または契約日時点で、義務教育終了前の子を養育していること。

(2)次のア～エの要件を全て満たす市内の住宅取得であること。ア、令和3年4月1日以降に住宅取得に関する契約を書面で締結していること。イ、令和5年3月31日までに建物の所有権保存登記が完了すること。ウ、居住部分の床面積が50平米以上であること。エ、建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること。

(3)市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。

助成金額としては、ア、基本助成額20万円。イ、加算助成額として、同居加算10万円、近居加算5万円、転入加算20万円、助成額は最大50万円。

こういう形での支援策ということで、市はどのように考えるか、考えについてお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 御提案の住宅取得支援策等につきましては、庁内でもこれまで幾度となく検討を重ねてまいりました。国内の現状といたしまして、少子高齢化が進んだ過疎地域だけではなく、人口減少対策として現金での支援や住宅そのものを居住条件つきで給付したりなど、様々な施策を行っている他自治体があることは承知しております。

しかし、牛久市においては個人の資産形成に資する支援策は、市民間の公平を保てないとの観点から、実施には至っておりません。

今後もあらゆる角度からの施策研究を行い、世代がめぐるまちを持続させることを検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

市が指定した空き家の多い住宅団地に住宅を取得した子育て世帯、または若年夫婦世帯に対しては、さらに加算して助成していくべきと考えますが、これについて質問をしたいと思います。

これは、住宅取得支援策と空き家対策を合体させたものであります。これについても具体的な支援フォームを用意しましたので、提案させていただきます。

子育て世帯、若年夫婦世帯の方が、市指定の住宅団地に住宅を取得した場合、最大100万円を助成する。

対象者として、令和3年4月1日以降に市指定の住宅団地内に住宅取得に関する契約をした子育て世帯または若年夫婦世帯。

助成額として、基本助成が50万円、住宅ローン加算として最大20万円、これは1年間のローンの利子部分に対する助成であります。同居加算10万円、親世帯と子世帯との同居の場合は10万円、近居加算が5万円、転入加算は20万円、牛久市外から転入する方に対しては20万円、合わせて最大100万円を助成するという制度であります。

助成の要件については、先ほどの1の具体例と同じような要件をクリアした者に対して助成をするということであります。

これについての市の見解をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部次長柳田敏昭君。

○経営企画部次長兼政策企画課長（柳田敏昭君） 牛久市空家等対策計画では、「著しく空き家率が高い等の理由により重点的に対策を実施する必要がある地区については、その地区を重

点地区と定めるものとします」と規定していますが、重点地区を定める場合には基本的に空き家が多い地区ということだけではなく、その中でも管理不全空き家が多いなど、総合的に判断していく必要があると考えております。以上のことから、直ちに重点地区を定めるものではないと考えております。

また、空き家対策における支援策に関しては、空き家所有者や空き家活用希望者等へ利活用を促すために、他自治体では空き家に対する様々な支援策が導入されていることは十分承知しております。

当市では、利活用策の一つである牛久市空家バンク制度を平成29年9月から実施しておりますが、令和2年11月30日現在、73件の登録があり、これまで33件が売却されております。そのうち、13件、41人が市外から転入されてきている実績となっていることから、これまでの一般質問においても答弁させていただいているとおり、個人財産等への公的な資金の投入の是非や支援策の内容等、近隣自治体の実例等も踏まえながら、動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

牛久市がいろいろと頑張っていることは、私もよく分かっております。その上での今の支援策であったんですが、若い人たちに喜んでもらうための助成ということで、今の2点について支援策を出したわけですが、一度住んでいただけたら半永久的に市民税を納めてもらえるわけで、財源確保策として、またサステナブルなまちづくりのために極めて有効と考えます。さらに検討をしていただけたらとお願いを申し上げて、次に移りたいと思います。

それでは、2番目の良好宅地整備促進策について質問をさせていただきます。

1番目、持続可能な活力あるまちづくりのためには、民間の力を借りることが大切であり、特に市が宅地開発を考える場合は、宅地供給事業者向けの補助事業が最適であると思います。これについて、市の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 持続可能な活力あるまちづくりのためには、民間の力を借りることが大切であるとお話ですが、まさに御意見のとおりであると考えております。先ほどお話のありました東獺穴地区の宅地造成についても、詳細な事業手法は未定ではございますが、民間活力を最大限に導入することができるような検討を進めております。

御質問の宅地供給事業者向け補助事業でございますが、宅地造成に伴い整備される道路、公園など市に帰属される公共施設の用地部分について対象にするものや、宅地造成全体を対象にするものなど、全国的に幾つかの自治体において実施されているものと承知しております。

このような補助事業を導入することは、民間事業者による宅地造成を促す契機になり得ると思われませんが、費用対効果や事業の優先度などを十分に検討する必要があるものと考えております。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 東端穴地区の宅地化、これからどんなふうに進んでいくのか、見守っているところでありますけれども、民間の活力を十分活用して、やっていただければと思うわけであります。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

宅建業界の話をお聞きすると、市内の土地の価格が1年単位、あるいは半年単位で安くなっているとのことであります。売りたい人、管理が厄介になってしまった人は非常に多く、それに対して買いたい人が少なく、ますます安くなるだろうということでもあります。安くて良好な宅地があれば、ぜひ牛久に住みたいという人たちが喜ぶと思います。宅地開発業者としては、今土地が底値と言ってもいいほど安く手に入るので、牛久市の適切な指導と支援があれば、それが触媒となって、安くて良好な宅地が供給されることとなります。

そこで、質問です。

牛久駅あるいはひたち野うしく駅から半径1キロメートル以内、または定期バスの停留所から半径500メートル以内等の区域において、一定の要件に該当する良好な宅地を整備した場合、その業者に対して補助していくべきであると考えますが、これについてどのように市は考えるか。

良好宅地整備促進策の具体例を提案させていただきます。

宅地供給業者が一定の要件に該当する良好な宅地を整備した場合、最大400万円を補助するというものです。

対象区域は、ア、牛久駅、ひたち野うしく駅を中心とした半径1キロメートル以内。イ、定期バスの停留所を中心とした半径500メートル以内。

補助要件として、補助の対象となる事業は開発行為による住宅用地の整備供給事業であり、次の全ての要件を満たすこと。（1）4区画以上の住宅用地を整備すること。（2）全ての敷地面積が180平方メートル以上であること。（3）敷地面積200平方メートル以上の住宅用地区画数が全体の半分以上であること。（4）市と事前協議を行い、計画の承認を受けること。

こういう要件を満たした場合には、補助額、200平方メートル以上の住宅用地1区画につき40万円、最大400万円の補助をしてはいかかが、そういう提案でございます。

これについての市の考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 駅から1キロメートル以内等という具体的な数字をお示しいただきましたが、本市では平成30年5月に立地適正化計画の運用を開始し、市街化区域から工業地域、工業専用地域、そして災害危険区域を除いたエリアを居住誘導区域として定めております。これは、区域の人口密度を維持することで、生活サービスが確保されるよう、居住を誘導するものですので、市として宅地整備を促すとすれば、この計画に適合するようにならなければならないと考えます。

本市におきましては、さくら台1丁目地内における宅地造成など、補助事業がない状況でも相応の動きが見られることに加え、現下の厳しい財政状況に鑑みましても、補助事業の実施は困難であると考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 金がかかることなので、補助事業はちょっとということの意味はよく分かります。ただ、長期的な視点で見ますと、やっぱりね、この間テレビでもやっていた、池上何とかさんが税金の分かりやすい説明ということで、60年かけて私たちはどのぐらい固定資産税を払っているのかと。平均で1,020万円払っているんですよというような説明がありましたけれども、それはどこの平均を取ったかは分かりませんが、長期的に見ると牛久に住んでくれた方に補助してもやっつけていけるような計算もできるのではないかと思います。どうかこういうことを、牛久に住みたい人も喜ぶ、それから事業者も喜ぶ、牛久市も喜ぶ、3者が喜ぶような政策をぜひとも検討していただけたらと思います。この質問はここで終わらせていただきます。

では、3番目の質問に移らせていただきます。

菊のまち牛久市の展開について。

近年、牛久市は菊のまちになりつつあると思いますが、改めて市の所感をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長大里明子君。

○教育委員会次長兼生涯学習課長（大里明子君） キク科の多年草である菊は、牛久の気候、風土に適したのものとして、昭和53年に市民からの公募により市の花に制定されました。

平成22年から、毎年11月には中央生涯学習センター駐車場において「うしく菊まつり」が開催されていますが、その前身である菊花展は昭和50年代前半から三日月橋生涯学習センターを会場に開催されており、市内には多くの菊の愛好者の存在がうかがえます。

「うしく菊まつり」では、市内の菊の愛好者たちが丹精込めて育て上げた様々な種類の菊花が、例年約800鉢ほど展示されます。市内小学校や幼稚園の子供たちが育てた菊も、毎年約70鉢ほど展示されています。

まつり会場では、観覧していただくだけではなく、市内の菊の研究者が交配し育成した牛久

生まれの新しいスプレー菊の名前を募集するイベントを開催しており、牛久を冠した名前や牛久市にちなんだ名前など、多くの応募があります。例えば、鮮やかなピンクの菊「牛久ルビー」、真っ白で可憐な菊「うしくしらゆき」、深紅の菊は「シャトルージュ」と命名されています。牛久生まれで新たに命名された菊は30種類に及び、全て女化青年研修所の敷地内にあるうしく菊花公園で見ることができます。

うしく菊花公園は、民間の力で平成29年に完成して以降、メディアにも取り上げられ、季節になりますと市や観光協会に場所を尋ねる問合せが来るなど、市内外から多くの方々に御来場いただき、牛久市の新たな名所になっています。

園内には、牛久生まれのスプレー菊をはじめ、古典菊、クラシックマム、変わり咲き菊、食用菊、季節菊など、あらゆる系統の菊が植栽され、他に類を見ない施設となっています。

さらに、農業の分野になりますが、市内で栽培される小菊は市場でも高い評価を得ており、平成22年には茨城県の銘柄産地の指定を受け、今では県内第2位の売上高を誇っています。

このように、観光資源としても産業面からも菊は高い潜在的価値を有しており、市の花としての存在感を十分に発揮しているものと感じております。

以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 菊のいろいろなことの説明が今ありました。的確に把握されており、市としてもいろいろと支援してきていることが理解できました。農家の菊が県内2位の生産量をやっているということで、それもすばらしいことだと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

今年はコロナ禍で大きなイベントがほとんど中止された中、11月の「うしく菊まつり」が牛久シャトーで開催されたことは、大きな収穫だったと思います。特に牛久シャトーとのコラボは画期的であり、屋外での展示で、見るお客様も安心してゆっくり楽しむことができたと思います。

また、同時期に女化のうしく菊花公園に行ってみましたところ、様々な菊が咲き誇っていました。菊花公園には、国内にあるあらゆる菊を展示していることから、菊の専門家にも注目されています。国内で有名な菊まつりとして知られているものは、ほとんどが特定のものを集めて、その出来具合を鑑賞するものであり、いわば品評会であります。女化の菊花公園は、菊の資料館のようなものですから、非常に貴重で、特別に価値あるものと思っています。

その中で、食用菊のコーナーがあり、安房菊やもつてのほかなどは販売にも応じているようで、購入者が続いていました。菊の花は、私も酔の物にして、特別な意識もせず食べていますが、本来は漢方薬としての効能があり、古来より食されてきたものと言われますと確かにそ

うであったと思い返しているところです。

公園づくりをされている実行委員の皆さんは、菊茶を作っており、和食料理や西洋料理の材料として既に飲食店舗に提供しているようです。菊酒も作っていきたくて夢を語っていました。

そこで、質問です。

市としましても、菊のまちの新たな展開に向けて支援していくべきではないかと考えますが、これについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 柳井議員が御指摘のとおり、コロナ禍においての市内のイベントはほとんど中止に追い込まれました。11月に開催される予定でありました「うしく菊まつり」も中止となりました。しかしながら、丹精込めて育てた菊を展示する機会を失い、何らかの形で展示を切望する菊の愛好家の方々の意を酌み、模索する中で、牛久シャトーを会場として開催する案が浮上いたしました。様々な課題をクリアしながらも、11月5日から15日までの間、旧パーベキューガーデンで「うしく菊花展」が開催されました。

期間中は、十分な感染症対策がなされ、好天にも恵まれ、1日当たりの来場者は平均100名以上と、大盛況だったと報告をいただいております。

また、うしく菊花公園につきましては、市内の観光スポットとしての役割を果たしていただいております。市所有の土地を無償で貸与しております。見頃の時期には多くの方が来場されることから、女化青年研修所のトイレも利用できるようにしております。また、地域の方にも御賛同いただき、無償で土地を提供していただいていると伺っております。

これまでは、うしく菊花公園は来場者にとって交通の便が悪く、公共交通機関で来場される方への道案内には苦労しておりましたが、本年10月に隣接する女化区民会館前に市コミュニティバスかっぱ号の停留所を設置いたしました。菊花公園へ訪問しやすいように、小坂団地ルート左回りで午前1便、午後1便、合わせて2便を年末年始を除く毎日運行しております。これにより、今後さらに多くの来場者が見込まれることと期待しております。

議員が提案の具体策につきましては、実施が困難なものもございますが、市観光協会やシティプロモーションなどと連携しながら、民間の活動をPRなど側面から支援してまいりたいと考えております。

私が一番最初に女化の菊花公園を造るきっかけというのは、タキイ種苗にあった小学校の用地でやっておりました。そして、今後できなくなりますよねという話を伺ったんですけれども、本当にすばらしい園でございまして、これはどこかでできないものかということで、女化のその地にどうですかという話をしました。あれから4年、今年で5年目ですけれども、すばらしい公園となりました。そして、あそこに行くとお茶を飲みながら、その人と話して、これは

焼酎にしたら絶対いいよねという話をしたら、今年は焼酎をちょっと作ってくれました。非常においしい焼酎で、それがもし製品化されるならば、これもまた大きな観光の目玉になるのかなど。牛久シャトーでもエスカードでも、こういう商品ができれば素晴らしい牛久のPRになるのかなと思いました。

牛久には大仏さんもございますし、シャトーもございます。そして、牛久沼の住井すゑさん、小川芋銭さんなんかもございますが、これはまさしくこれから大きな女化地区の観光スポットというか、牛久の目玉になる観光地になるのではないかと私は期待しております。その地で作るお茶や焼酎を製品化できることになれば、もっともっと大きな牛久の魅力を発信するものと私は大いに期待しているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 私の認識不足というところもあり、今、市長の答弁から市も一生懸命市長を先頭に頑張っているんだよという話がありました。非常に心強い答弁でありました。

牛久市の花は菊であることを、これまでは牛久市民しか知らなかったような状況だったんじゃないかと思います。それがだんだんだんだん市外の方も県外の方も牛久は菊のまちだよという、そういう分かってもらえるようなまちづくりをこれからやっていけそうな答弁をいただきました。よろしく今後とも御指導をお願いしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で9番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時10分といたします。

午後1時53分休憩

午後2時11分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆様、改めましてこんにちは。会派新政会所属、甲斐徳之助です。

いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせて、日々活動しております。

今定例会においては、市内の公共施設の活用方法など、確認と提案の質問をしてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

大きく公共施設の利活用についてお尋ねいたします。

1つ目となりますが、市内の様々な公共施設の老朽化などや耐用年数などに対応し、行っていかなくてはならない。多くの経費がかかると考える。このたび、学校施設の利活用などに注視し、お聞きします。

言うまでもなく、全国的にも数多くの統廃合が起きています。本市においても、今後向き合わなくてはならない問題であります。先駆けて、奥野地区の小中学校においては、義務教育学校として小中一貫校となりました。どちらかの校舎が今後義務教育学校に活用されると思われませんが、使われない校舎について御質問をさせていただきます。

空き校舎を道の駅風に利活用されてはどうかと考えるが、その御質問の前に近隣自治体の動向や県、国等の考え方を確認させていただき、学校の状況の動向と、また道の駅としての近隣で注目されている龍ヶ崎市、阿見町の動向の現況を確認させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 本年4月に開校いたしましたおくの義務教育学校は、施設分離型での学校経営となっているため、運用面でのデメリットも多く、一体型校舎の実現に向けた検討を進めているところでございます。

その中で、現在、北校舎のあります旧奥野小学校の敷地、または南校舎のあります旧牛久二中の敷地のどちらかを学校とした場合には、学校として使用しない敷地及び施設は法的に財産処分の手続が必要となります。現在、一体型校舎の整備場所はどちらかということはまだ決定したわけではございませんので、具体的な検討は実施されていない状況でございます。

また、お話のありました近隣市町村の動向ですが、近年、茨城県内でも児童生徒数の減少等の理由により、学校の統廃合や義務教育学校の設立が進んでおります。

統廃合により義務教育学校となった事例としましては、県南地区では河内町で平成30年度に3つの小学校と1つの中学校が統合したかわち学園が開校しました。土浦市では、同じ平成30年度にこちらも3つの小学校と1つの中学校が統合した新治学園義務教育学校が開校しております。

また、つくば市では、北部の旧筑波町地区で7つの小学校と2つの中学校が統合した秀峰筑波義務教育学校のほか、市の教育施策の一環として市街化区域内でも積極的に義務教育学校化が図られ、現在4校の義務教育学校が設立されています。

そのような中で、牛久市のおくの義務教育学校の事例は、過疎化に伴う児童生徒数の減少が進む奥野地区で、市内どこからでも通える小規模特認校制度の運用とともに、特色ある教育活動を実践するための手段として、1つの小学校と1つの中学校を統合して、地域に学校を存続した事例と言えます。

そのほか、小学校同士の統合や中学校同士の統合の事例としましては、取手市、稲敷市、かすみがうら市、龍ヶ崎市、阿見町、石岡市、つくばみらい市にも見られるような状況です。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 近隣市町村の道の駅の整備状況でございますが、令和2年度の開業を目指し整備を進めてきた龍ヶ崎市、阿見町ともに、いまだ開業には至っておりません。

龍ヶ崎市では、道の駅の事前工事である護岸改修工事で、想定した以上の軟弱地盤の影響により、平成31年1月から工事を中止する事態となり、修正設計を行っているとのことでございます。

阿見町は、道の駅整備事業検証委員会を設置し、平成22年度から平成29年度まで進めてきた道の駅整備計画について検証を行っており、令和3年1月には今後の道の駅整備に向けた答申を行うということでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

奥野地区の小学校、中学校、どちらを残すかは今未定ということで、お尋ねしても答えは出ないですね。

それを踏まえまして、龍ヶ崎の道の駅の中止、修正案等々、阿見町は委員会をつくって答申作業に入っているところなんですけれども、私このお話、今回結論からいいますと道の駅の事業を進めてはどうかというのは最後にしたいと思うんですが、今の話で学校施設に対してやるとしたときの国や県の考え方や補助というのを先ほどお聞きしたのと、あと道の駅スタイルを取ったときの国や県の補助予算というのはどれぐらい出るのか、お聞きさせてください。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 学校の統廃合による国の補助金の制度は、施設分離型の義務教育学校を施設一体型の義務教育学校に整備する場合、開校後、おおむね6年以内に実施するものを補助金の対象とするという制度になっております。

補助金制度の具体的な内容としましては、校舎と屋内運動場、体育館や武道場になりますが、そういったものに対しまして、統合に伴う新增築事業及び統合に伴う既存施設の改修事業、ともに補助率は2分の1という制度になっております。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 道の駅は、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、活力ある地域づくりを行うための地域連携機能の3つの機能を併せ持つ休憩施設であり、設置者は市町村、または市町村に代わり得る公的な団体としまして都道府県、地方公共団体が3分の1以上を出資する法人、市町村が推薦する公益法人となりま

す。

道の駅の整備に当たっては、市町村等と道路管理者が共同で整備する場合は、道の駅整備に係る協定を締結した後、整備計画を策定し、施設整備を行うという流れになり、道の駅の登録に当たっては市町村長からの登録申請により、先ほど申し上げました3つの機能を併せ持っていると判断された場合、国土交通省が道の駅として登録し、開業という流れになります。

道の駅整備に対する補助金についてでございますが、道の駅は道路管理者と市町村が共同で整備し、道路管理者が駐車場、トイレ、休憩施設を、市町村がレストランや物販施設などの地域振興施設をそれぞれ担当します。道の駅整備の補助金は、道路管理者が整備する駐車場、トイレ、休憩施設のみが補助対象となり、市町村が整備し、多くの建設費を負担することとなる地域振興施設は補助対象外となります。

地域振興施設の整備に活用できる補助金としましては、地方創生推進交付金の地方創生拠点整備交付金があり、補助金は2分の1となっております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） よく分かるご説明、ありがとうございました。

学校施設を学校関係で進めていくと補助率が2分の1、道の駅事業でやっていると建物はゼロ、道路は国土交通省から2分の1ということで理解しました。

次の質問になります。

地域の拠点づくりとして、にぎわいづくりの一助となればというふうに考えていますが、市内の拠点づくりは現行どういふふうな形で取っているのか。また、今お話をさせていただいている奥野地区の内容を詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 奥野地区の事例を中心に御答弁させていただきます。

奥野地区では、おくの義務教育学校や奥野生涯学習センターを活動拠点とした様々な地域づくりの活動が行われております。

教育委員会で策定しております第1期牛久市教育振興基本計画では、まず一人残らず質の高い学びを保障する学校づくりを起点としまして、その学び合う関係を地域に広げ、心豊かに健やかに学び続ける地域づくりへとつなげまして、結果として未来を開き、地域を担う人づくりを目指しております。

そのような基本理念の下、奥野地区では例えば地域の皆さんにより小学生を対象に豊かな体験の機会を与え、「できる」という体験から子供たちの自己肯定感を高めようと、折り紙教室や音楽コンサート、茶道教室や料理教室、スポーツ教室など様々な活動が「日曜カップ塾」と

いう形で実施されてきました。

また、おくのキャンパスの活動の一環から実現したオーストラリア・オレンジ市の子供たちの来訪の際には、地域と学校が連携して実行委員会を立ち上げ、ホームステイを受け入れたり、歓迎の催しを企画運営するなどの活動もありました。

今年はコロナ禍で中止せざるを得ませんでした。行政区や地区社協とも連携して実施されている「おくのふれあいまつり」は、学校や生涯学習センターを拠点に毎年行われていますが、昨年度からは中学生も実行委員となり、より世代間を超えた交流を深めています。

さらに、地区社協主催行事では、例年5月におくの義務教育学校の児童生徒も一緒にサツマイモの植付けを行いまして、11月の収穫祭を迎えるような活動もあります。

このように、子供たちの学びの機会を地域の大人たちが支える活動によりまして、子供も大人も一人一人が互いに学び合いながら、地域と学校が共に活性化する地域づくりが進められております。

なお、これは奥野についてのみならずですが、最近ではコミュニティスクールの仕組みを市内全域に広げておりますので、学校の授業づくりにも地域の方々の理解が進みつつありまして、この学び合う関係はより深まっていくものと考えております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 質の高い学び合い、ほかふれあいまつり等、特に学校の施設を利用して、「日曜カッパ塾」等も含めて活動が多く行われていることを理解しました。学校、今後学校跡地になると思いますが、それに対してそういう活動が行われて、いい活用をしているのに、材料と言っては変ですけれども、地域のコミュニティーの活性化事業としてそれを活用していくことがよろしいのかなと思います。

次の質問に入らせていただきます。

3点目といたしまして、防災の観点から少しお尋ねしたいと思います。

我々議員も出向という形で事務組合等に出ておりますけれども、稲敷地方においては事務組合を通じ、現在近隣自治体、龍ヶ崎、阿見、稲敷、河内、利根、美浦といった市町村と連携を図っていると思われます。さらに、相互協力ができて、本市が特に立地的条件において中心の部分にあると思われる奥野地域において、財政負担の軽減を図るべく、立地的に優位な拠点を構築すべきと考えますけれども、その辺をどのように考えていくか、御質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市では、平成6年に茨城県内の全市町村で「災害時等の相互応援に関する協定」を締結しております。県内広域での連携を強化しており、隣接するつくば市、

土浦市とは、その協定に基づき、災害時に開設した指定避難所について情報提供を行うことや、連絡体制の整備について協議し、平常時からの連絡体制を整え、情報交換を行っており、災害時の応援体制の強化をしております。

さらに、平成29年1月には稲敷地方広域市町村圏内の市町村間において、災害時相互応援に関する協定を締結し、災害時における食料、資機材の提供や職員の派遣、被災者の受入れなどについて応援体制を整備しております。

今後も災害時の対策といたしまして、当市の対策の強化はもとより、隣接市町村との応援協力体制の強化及び防災拠点などについても検討してまいります。

昨今、このようなコロナ禍での避難所の運営ということで私たちは訓練しております、その中においても牛久、それから向陽台、牛久小学校の隣、歩いて1分のところがもうつくば市、それから土浦市、阿見町、それから龍ヶ崎と非常に近接する地域に、牛久の地域に一番近い防災避難所がございます。そこで私は首長さんとお会いしまして、牛久ではこういう対応をしています、例えば避難所に来る場合は住所、そして連絡先を明確にしてくれるようにという牛久のマニュアルを示して、そのような状況で避難所のマニュアルをつくるのに協力をお願いしますと。そして、いつでも住民の方は牛久でも受け入れますよという、そういう話をしながら、防災協定に当たっているところでございます。

現在、このように防災協定のみならず、様々な経済協力においても、牛久だけという論理と違いまして、様々な市町村と協力しながら、この県南が、茨城がという話を私たちは首長さんたちとお話ししたし、いろんなお話をしているところでございます。防災から経済、そして様々な教育関係も、私はこれから広域の話になるのかなと思っております。

宮城県の色麻町というところがございまして、そこは大崎地方組合という1市4町が様々な、例えば稲敷だったら消防、衛生組合、それから水道、協力関係の様々な組合が一緒になってやっている状況でございまして、そのようなこと効率化を図ったり、お互いの経済的な負担をなくしたり、そのような広域での組合をつくっているところでございまして、私たち稲敷広域事務組合においてもそのような先進事例を参考にしながら、地域づくりはどうなることが一番いいのかということを今模索しているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 現行、提携を図りながら、さらなる模索をされているという御答弁をいただきました。素晴らしいことだと思います。これから御提案する道の駅風ないしは道の駅に利活用していく建物においても、何度もお話しさせていただいていますが防災の観点からも拠点という形で、中心と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、話の中でやはり奥野地域が今お話しさせていただいた地域の地理的条件でも中心地になっている、ないしはなる

可能性もあるということで、ぜひ進めていただきたい事業だと思います。市長のおっしゃっている話はすばらしいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後に、提案事項としてお話をさせていただきたいなと思います。

1番から3番の3点の様々な観点から、特性を生かした施設の利活用を前提として御質問をさせていただきました。4車線化が決定し、工事が進んでいる首都圏中央自動車道においては、現在、江戸崎パーキングを出て、埼玉県蕨市までトイレ休憩等が取れない距離区間、何もサービスエリアはありません。途中で五霞町に道の駅というものがありますけれども、私がこれから話をさせていただこうと思っていますのはその延長線の話であります。その五霞町の道の駅もそうなんですけれども、高速道路の料金制度のETC2.0制度を利用すれば、一定時間高速道から下車が可能であります。高速の乗り降りが無料ということですね。その制度をやりまして、もちろん新型コロナウイルス感染症も効果薬やワクチン等の開発が進んでいけば、感染拡大も今後収束に向かって、人の流れも回復していくと信じています。

本市においても、牛久シャトーの株式会社第三セクターを先頭にして、観光産業に参入されたと思います。選ばれる観光地として、人を多く集め、観光産業への取組を強化しなくてはならないと考えております。緩やかな回復方向に観光産業は向かっていくと私は信じています。

さらには、さきの質問でも確認させていただきました地域の拠点づくり並びに近隣の自治体、また防災拠点づくり等の多くの可能性を鑑みて、公共施設、奥野地区の小学校または中学校跡地の道の駅への活用が有効な事業と考えますが、改めて提案の質問をさせていただきます。

先日、我々は会派新政会として館山自動車道の鋸南インターよりほど近い道の駅保田小学校という施設を視察をさせていただきました。こちらにパンフレットがあるんですけども、通告をして、皆さんにもホームページ等で見ていただいたとは思いますが、ちょっと御説明をさせていただくと、「小学校の雰囲気を残しつつ、様々なリノベーションをし、全国的にもユニークな存在となっているため、立ち寄りの休憩場所としてだけではなく、旅の訪問の目的とする施設となっている」とのことです。特性として、地域活性化の交流拠点となっていること、ここに立ち寄り、周辺観光へ出発、観光案内所的役割の施設であります。まちのコンシェルジュや交通、天気などの情報発信、校舎を利用した宿泊施設や音楽施設などを利用したホール、アートギャラリーなどの常駐展示、地元飲食店等が出店、地元の特産物を生かした6次産業商品の販売、元体育館を野菜などの直売所に利用している、グラウンドが駐車場となっているといったような施設でありました。

以上の条件や施設内容を含め、またさきにお聞きしました様々な特性の意味合いを持つ奥野地区の小学校または中学校跡地を利用し、道の駅のような、ないしは道の駅の施設へ移行し、地域防災・観光拠点への再利用が有効と考え、御提案を申し上げますが、皆様はどのようにお

考えか、改めて御質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 道の駅の設置につきましては、これまで平成29年第1回定例会及び令和2年第1回定例会の一般質問におきまして同様の質問をいただいております。

この2つの議会での質問に対しましては、「県内に建設された道の駅の建設事業費が11億円から22億円で、市町村の財政負担が大きく、現在の当市の状況を見ますと、老朽化した教育施策やインフラ等の整備が喫緊の課題であり、道の駅の設置についての検討段階ではない」との答弁をしております。

また、おくの義務教育学校の開校に伴う跡地利用につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、現時点では具体的な検討はなされておられません。

議員が視察された道の駅保田小学校は、廃校となった学校を利用し、保田小学校という学校名をそのまま残しています。教室を改装した宿泊施設は、黒板など昔懐かしい教室の面影を残しており、ノスタルジックな宿泊体験ができることが人気を呼び、道の駅の人気ランキングでは常に上位にランクされております。

おくの義務教育学校は、圏央道阿見東インターやあみプレミアムアウトレット、市内屈指の観光スポットである牛久大仏から程近い場所に位置しており、この地に道の駅保田小学校のような施設を整備することができれば、市内外から多くの集客が期待されます。

議員御提案の道の駅の設置は、跡地利用の具体的な方法の一つであり、成功例である道の駅保田小学校のにぎわいを見れば、観光客を呼び込むための有効な手段になり得ると考えられますが、さきに述べましたとおり大きな財政負担が伴う道の駅の設置より、老朽化が進む公共施設の更新や修繕を優先すべきであり、また学校の跡地利用につきましては、全市的な視点での検討が必要であることを御理解をいただきたいと存じます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 建設等を含め11億円から22億円という数字が大きく幅がありまして、具体的にどの部分がどうなんだとお聞きしたいところではありますが、今回は道の駅の建設に向けての漠然とした考え方というものをお聞きしました。ただ、答弁の中に有効的であるというふうな前向きな話をいただきましたし、優先すべき事業があるというのもよく理解します。ただ、その建設に関して、さきにお聞きしました補助予算とかそういったのを含んで、ぜひ検討を範疇に含んでいただきたいなと思います。といいますのも、小学校ないし中学校を、その地に生まれた人は、あそこを潰しちゃうわけですね。経済活動に使っていくという観点で言うとちょっと話が変わっちゃうのかもしれませんが、そういう再活用があったときに、地域のランドマークとして、足跡を残すという意味でも有効な事業だと考えます。ちなみに、こ

の視察した先も、小学校の歴史というものをちゃんと資料館として残して、現地の方々が「ああ、こういうのがあったんだな」というのがちゃんと心の中にあるような施設にちゃんと仕上げられてっしかったです。そういうふうなものを検討して、多分あちらの地区の方々はそういうことをちょっと望むのではないかなと私は少し思いました。

まとめます。今後様々な社会環境に対応して、公共施設の耐用年数等に考慮していかなくてはならないのはもちろんです。適正な財政面から、市民が有益となる事業を考えなくてはならない。ただ新設をしていけばよいということではないと考えています。雇用や税収確保、さらには地域のコミュニティ、防災拠点並びに観光発信拠点となり得る、地域の将来性や今後の可能性を考慮し、そのような施設に活用していくことを検討されることを切にお願い申し上げて、新政会を代表した一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で10番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時43分延会